複写等サービス (モノクロ複合機賃貸借) 契約書 (案)

公立大学法人国際教養大学 理事長 鈴木 典比古(以下「甲」とする。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」とする。)は、下記条項により商品名〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇(以下「機械」とする。)の複写等サービスに関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が機械を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、機械が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行い、機械に必要な消耗品(ただし、用紙を除く。)を円滑に供給すること並びに甲がこれに対して複写等サービス賃貸借料金を乙に支払うことを目的とする。

(機械及び設置場所)

第2条 機械の設置場所は後記記載のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(賃貸借料金)

第4条 機械の賃貸借料金および料金計算は、後記記載のとおりとする。

(賃貸借料金の請求)

- 第5条 乙は毎月末において甲の係員の確認を受けて、複写枚数を算出し、賃貸賃借料金 および法令所定の消費税等を甲に請求する。
- 2 乙が請求する消費税額は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する賃貸借料金その他の金銭債務の合計金額に法令所定の税率を乗じた金額(円未満切捨)とする。 (賃貸借料金の支払)
- 第6条 甲は、乙から前条による請求書を受理した日の翌月末に代金を支払うものとする。
- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払を遅延した場合、乙に対し、 前項の期間満了の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律等8 条第1項に定める割合で計算した遅延利息を加算して支払う。

(機械の保守)

- 第7条 乙は機械を常時正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して点 検・調整を行わなければならない。
- 2 機械が故障した場合、甲の要請により、乙は技術員を設置場所に派遣して修理に着手 し、正常な状態に回復させなければならない。
- 3 前項の作業の実施は、乙所定の営業時間に行う。

(消耗品の供給)

第8条 ドラム、ドラムカートリッジまたは感光体ベルト等の感光体およびデベロッパーは、乙の技術員の点検または甲の通知に基づき画質維持のため乙が必要と認めた場合、

乙はこれを取替える。

2 その他の消耗品等については、乙の指定する者の巡回または甲の申出によって予備手 持量の不足を知った場合、乙は当該消耗品等を供給する。

(機械および消耗品等の所有権)

- 第9条 機械および消耗品等の所有権はそれぞれ乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者 の注意義務をもって使用・管理しなければならない。
- 2 甲は、機械および消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、機械 の原状を変更するような行為ならびに消耗品等を他に流用してはならない。

(設定場所の変更)

第10条 甲が第2条に定める機械の設置場所を変更する場合、甲は予め乙に通知し、乙 の承諾を得なければならない。この場合、機械の移動は乙または乙の指定した者が実施 する。

(保険)

第11条 乙は機械に乙の費用で動産保険総合保険を不保する。

(損害賠償)

- 第12条 甲が故意または重過失によって機械に損害を与えた場合、乙はその賠償を甲に 請求することができる。
- 2 前項の場合において、動産総合保険で填補された損害に対しては、前項の場合規定に 拘わらず乙は賠償を甲に請求しない。

(機密の保守)

第13条 乙は保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、または 他の目的に利用してはならない。

(料金の改定)

- 第14条 契約期間において、法令の制度、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により複写サービス料金を改定する必要が生じた場合、乙は料金改定日の1ヶ月前までに書面をもって料金の改定を甲に通知し、甲乙協議の上、新料金を決定する。 (契約の解除)
- 第15条 甲または乙は正当な理由がある場合には、3ヶ月前に書面によって相手方に通知することによりこの契約を解除することができる。
- 2 相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合、甲または乙は書面をもって相手方に通告し、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日に属する年度の翌年度以降の歳入 歳出予算において、この契約に係る金額について、減額又は削除があった場合には、こ の契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償 を請求することができない。

(費用の負担)

第16条 機械の設置に要する費用は、全て乙の負担とする。

(協議事項)

第17条 この契約書に定めない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて甲 乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印をし、各自1通 を保有するものとする。

令和3年 ○月 ○日

甲 秋田市雄和椿川字奥椿岱193番地2

公立大学法人 国際教養大学 理事長 鈴木 典比古

契約対象機械および設置場所

(別表1)

対象複合機	台数	設置場所 公立大学法人国際教養大学
000000	2台	C講義棟2階・教職員支援室
00000	5台	図書館事務室・能動的学修評価センター・ キャリア開発センター・非常勤教員室・ アジア地域研究連携機構

1. 賃貸借料金(機器及び関連商品各1台につき)

(別表 2)

導入機器(設置場所)	月額基本料金(500 枚含む)
000000	○○○円(うち消費税及び地方消費税○○○円)
000000	○○○円(うち消費税及び地方消費税○○○円)
000000	○○○円(うち消費税及び地方消費税○○○円)

海 1 核 m (空 區 相 元广)	複写料金		
導入機器(設置場所)	枚数	単価	
00000	000~000枚	○○○円(うち消費税及び地方消費税○○○円)	
	000~000枚	○○○円(うち消費税及び地方消費税○○○円)	
000000			

- 2. プリント料金は機械のメーターから算出する。
- 3. この契約における1ヶ月とは月の初日から末日までをいう。
- 4. 契約開始の月または解約の月において機械の使用木期間が 1 ヶ月に満たない場合、機械維持料金は使用期間に応じて日割り計算して算出する。
- 5. 乙の技術者が機械の保守にあたって、機械の点検と調整のために使用したプリントおよび乙の責に帰すべき原因での不良が生じたときは、当該枚数を1ヶ月のプリント枚数から除くものとする。
- 6. 料金の請求にあたり、円未満の端数は切り捨てるものとする。